

法と言語学会 2019 年度年次大会発表要旨

日時：11月30日（土）10:30–17:00

場所：早稲田大学 8号館 412 教室

<https://www.waseda.jp/top/access/waseda-campus>

10:35–11:35 基調講演

講演者：大橋靖史（淑徳大学）

タイトル：「法言語学を援用した供述心理学鑑定の可能性—大崎事件におけるコミュニケーション分析—」

要旨：自白や目撃供述の信用性判断に関わる鑑定に、供述心理学鑑定がある。我が国における供述心理学鑑定手法は主に、実験手法を用いたシミュレーション実験、供述内容の変遷に関する対立仮説の検証を行なう供述分析、コミュニケーションに着目したスキーマアプローチの3つがある。このうち、私たちが主にとるスキーマアプローチは、身体と環境との関わりを重視する生態心理学的な想起論の立場に立ち、供述の生成過程において供述者が自身の体験について語っているか否かを明らかにすることを目指している。これまで私たちは、甲山事件、足利事件、大崎事件といった差戻し審や再審請求審において、この立場に立った供述心理学鑑定を行なってきたが、実際の分析では、供述者と尋問者との言語的なやり取りに注目し、会話分析や語用論、発話行為論など隣接科学の理論や方法等を柔軟に取り入れながら、供述の形式的な特徴を見出してきた。本講演では、これまで行なってきた分析の実際について紹介するとともに、供述鑑定における法言語学と法心理学とのコラボレーションの可能性について考えてみたい。

13:10–14:35 シンポジウム

テーマ：「子どもの司法面接の通訳をめぐる問題」

概要：

近年の日本社会に暮らす外国人の数の増加にともない、日本語を介さない、または日本語能力の低い子どもたちを対象とする司法面接の機会も増加している。虐待や性被害の当事者となったり、事件の目撃者となったりした子どもへの面接は、記憶の汚染の問題を含め様々な理由で細心の注意を払って行われなければならないが、それに通訳を介するという状況が加わると、問題は一層複雑になる。本シンポジウムでは、子どもの司法面接を取り巻く現状および面接の際に使用される NICHD プロトコルの意義や重要性について紹介し、それを用いて行った模擬面接（日本語話者の子ども対象の日本語による面接および通訳を介した英語による面接）のビデオデータに基づき、日本語のみと通訳を介した面接との比較分析、司法の場で期待される通訳者の役割と子どもの面接での調整行為、面接の各段階での通訳の在り方など、様々な側面から議論する。

モデレーター：水野真木子（金城学院大学文学部）

発表者：

1) 上宮愛（立命館大学総合心理学部）

タイトル：「司法面接の特徴－子どもへの事実確認のための面接技法（NICHD ガイドライン）」

要旨：心理学の記憶研究の領域では、子どもは、誘導や暗示の影響を受けやすく、大人に比べ被暗示性（**suggestibility**）が高いことが多くの先行研究によって示されてきた。そのため、裁判などでは、子どもの証言の信用性が争点となることが多い。司法面接は、子どもを誘導することなく、正確に事実を聴取するための面接手続きである。司法面接の目的は1つめに、子どもから正確な情報をより多く子ども自身の言葉で引き出すことである。また2つめに、被害体験について繰り返し聴取することによる二次被害を最小限に留めることである。本シンポジウムでは、司法面接の概要、そして、国内での取り組みについて報告する。

2) 赤嶺亜紀（名古屋学芸大学ヒューマンケア学部）

タイトル：「外国語通訳を介した子どもの司法面接実験：子ども発話量の分析」

要旨：司法面接における外国語通訳の介在が子どもの発話量に及ぼす影響を検討した。日本語話者の小学生15名を日本語で面接する条件、または面接者は英語を話し、通訳者を介して子どもは日本語で答える条件のいずれかに割りあて、事前に視聴した動画の内容を報告するよう求めた。面接はNICHDプロトコルに沿って行った。子どもの本題報告の発話量は日本語条件より通訳条件において少なかった。また面接者（通訳条件では通訳者の子どもに対する発話）のオープン質問は日本語条件より通訳条件において少なかった。オープン質問は子どもの自発的で長い語りを促す質問であり、面接者および通訳者の質問の種類によって子どもの発話量に差が生じることが示唆された。

3) 水野真木子（金城学院大学文学部）

タイトル：「通訳の正確性と通訳者の役割、逸脱行為について」

要旨：通訳者の役割に関する研究は、司法や医療の分野を中心にコミュニティ通訳の研究における大きな柱の一つである。「導管」「異文化仲介者」「擁護者」をはじめ、様々な役割モデルが提唱されてきている。特に司法の場では、正確性が最も重んじられているので「何も足さない、何も引かない、何も変えない」を原則としており、「導管」モデルが理想とされている。しかし、実際の通訳場面では、通訳者による何らかの介入が行われており、多くの場合、そのような逸脱行為（調整行為）には正当な理由が伴っていることが、過去の研究から明らかになっている。本発表では、通訳者の役割および逸脱行為についての過去の研究を紹介し、子どもの司法面接において、どのような逸脱行為が公正なものとして認めうるのかという議論を次の発表者につなげたい。

4) 佐藤道 (金城学院大学言語センター)

タイトル: 「子どもの反応に応じての通訳者の調整機能についての考察」

要旨: 司法に関する場での通訳には、中立・公正な立場で、一言一句正確にそのまま、という認識が一般にあり、「導管」的な役割が求められている。しかし他の分野の通訳と同様、司法の場でも通訳者は「調整機能」を働かせることでコミュニケーションのファシリテーター役をしていることがある。本発表では、通訳を介した外国語による子どもの模擬面接のビデオデータの分析に基づき、通訳者がコミュニケーション調整を行った例を挙げながら、通訳者によるコミュニケーション調整は逸脱行為なのか、また逸脱とは言えないまでもどこまでが許容範囲か、さらに通訳者個人の特徴がコミュニケーション調整に影響を与えるのか、などについて考察を試みる。

5) Ashurova Umidahon (金城学院大学文学部)

タイトル: 「子どもの司法面接の各段階で必要とされる通訳スキルについての考察」

要旨: NICHD プロトコルに沿った子どもへの司法面接には、挨拶、グラウンドルール説明、ラポール形成、出来事を思い出して話す練習、本題についての会話、クロージングなどの段階が含まれる。各段階で、面接官と通訳者それぞれに特定のスキルが必要とされる。発表者は、この研究プロジェクトの模擬面接に通訳者として参加したが、それを通して様々な通訳スキルの必要性を実感した。会議通訳の時よりも高い言語力、日本語話者である子どもの文化に関する認識、子ども特有の談話に対処する能力などは全ての段階で必要であると同時に、子どもの原発言に忠実であること、ボディランゲージと表情を中立に保つことも重要であった。事件について子どもが長く発言する際には、迅速なメモ取りと適切に機能するワーキングメモリーの必要性も感じた。本発表では、5つの司法面接の録画データに基づいて、各段階で必要とされる通訳スキルについて議論したい。また、共同研究者である児童心理学の専門家から学んだこと(メモ取りの手順、適切なペーシング、子どもが使用した言葉のエコーイングなど)についても述べたい。

14:45-15:20 口頭発表(1)

発表者: 平英司 (関西学院大学手話言語研究センター)

タイトル: 「手話通訳者の訳出がろう者の記憶証言に与える影響」

要旨: 本発表では、手話通訳者の訳出がろう者の事故目撃証言に与える影響をみていく。英語話者を対象とした Loftus and Palmer (1974)の実験では質問者の語彙選択が事故の映像をみた目撃者の証言に影響を与える事が明らかにされている。手話通訳を介するろう者への目撃証言の聴取場面でも、手話通訳の訳出に差異がみられるとすれば、その差異は証言に影響を与える程のものであろうか。まず、事故の目撃者であるろう者への聴取場面での手話通訳者の訳出の差異を確認した。次に通訳者の訳出を基に2種類の課題映像を作成し、ろう者に対して記憶証言テストを行った。結果、手話通訳者の訳出は多種多様であり、通訳者の口型の違いが記憶証言に影響を与える事が示唆された。

15:30－16:05 口頭発表（2）

発表者：杉本篤史（東京国際大学国際関係学部）

タイトル：日本の憲法学およびその隣接領域における言語権研究の動向について

要旨：日本における言語権研究の中心領域は、社会言語学や日本語教育学、手話言語学領域であるといえる。他方、人権問題を扱う憲法学やその隣接領域（国際人権法学、行政法学、政治制度論など）ではこの問題はほとんど注目されていない。しかし、実際には憲法学者だけでも20人前後の研究者が言語権に関する論稿を発表してきた。問題はそのうちの2/3程度の研究者が「一発屋」すなわち継続して言語権問題を扱っていないことだ。これはなぜなのか、今回の報告では、これら「一発屋」の先行研究の特徴を精査し、この問題についての分析を試みる。そのうえで日本の憲法学において言語権研究が定着しづらい原因を探り、フロアとの意見交換によりこの状況を打開する突破口を見出したい。

16:15－16:50 口頭発表（3）

発表者：札幌和男（岡山理科大学）

タイトル：「小説を題材にした模擬裁判の実践的研究」

要旨：芥川龍之介『羅生門』は高等学校1年生国語科教科書の定番教材である。この誰もが教わる文学作品を題材にした模擬裁判のシナリオを作成した。老婆の悪の論理に触発された下人が老婆の着物を奪って逃げたのだが、検察官は強盗罪を主張し、弁護人は着物を奪った行為に対して、急迫な危難を避けるためにやむを得ず他人の権利を侵害する行為であり、刑事上の「緊急避難」にあたるとして無罪を主張するという内容である。そのシナリオを使ってS高校（岐阜）とN高校（兵庫）がそれぞれ国語、現代社会で2019年10月、11月に実践を行い、報告者がその指導に当たった。S高校はほぼシナリオ通りに行い、N高校はシナリオを改変する作業を行った。

両校の実践から、文学教材を題材にした模擬裁判シナリオは、リアルな事件を題材にしたシナリオよりも生徒の自由な発想や幅広い思考を生みやすいように思われた。たとえばN高校では、生徒の手により、弁護側においては下人は心神耗弱状態にあつて責任能力が問えないとする論が新たに加えられたり、検察側では下人が長年雇われていたことからの経済的な環境に注目する論が付加された。小説と模擬裁判の関係について、実践の結果をもとに、また現在シナリオ作成が進行中の「高瀬舟」「こころ」に基づく模擬裁判の内容についても言及しながら、小説を題材にした模擬裁判の意義や効用について発表する。